

令和3年度第1回十和田市特別職報酬等審議会の会議録

日時: 令和3年 11 月 10 日(水)15 時 30 分から 16 時まで

場所: 十和田市役所 本館3階 庁議室

1. 開会

(司会)

ご案内の時間となりましたので、ただ今より、令和3年度第1回十和田市特別職報酬等審議会を開催します。

なお、本審議会につきましては、十和田市情報公開条例第23条の趣旨に鑑みまして、公開とさせていただきますことを申し添えます。

2. 辞令交付

(司会)

はじめに辞令交付を行います。

皆様には、十和田市特別職報酬等審議会委員にご就任いただくことにつきまして、事前にご承諾をいただいております。本日は、市長から、辞令を交付させていただきます。

赤坂委員から順に時計回りで市長が皆様の席を回りまして辞令を交付いたします。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、ご起立の上、お受け取りください。

(市長) 一人ずつ辞令交付

(司会)

以上で辞令交付を終わります。

3. 市長あいさつ

(司会)

開会にあたりまして、市長より皆様にご挨拶を申し上げます。

(市長)

本日は、十和田市特別職報酬等審議会を開催しましたところ、皆様には大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、この度は当審議会委員の就任にもご承諾いただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

皆様には、日頃から当市の行政の推進にご理解、そしてご協力を賜っておりますことを、感謝申し上げます。

さて、この特別職とか、議員の報酬等の改定につきましては、いままでも条例に基づいて報酬等審議会に諮問をいたしまして、そして、その答申を受けて対応してまいりました。今回は特別職について、ということでございます。皆様はそれぞれ各界の代表として、専門家として、あるいはまた学識経験者でご活躍されたり、また特に行政の推進に関心をお持ちで、積極的に参画してい

らっしゃるかた、等々いろいろいらっしゃいますが、それぞれのお立場で、しっかりとご審議いただければ大変ありがたいなと思っております。

一昨年は十和田市議会議員の報酬の改定等についてご審議いただきました。このように審議会を開いてご意見をいただいたわけですが、17年ぶりの開催ということでした。

そして、この審議会では当市の人口規模だとか、他の類似団体、あるいはまた財政規模だとかそういうことを総合的に勘案して現状維持と申しますか据え置きということで答申をいただいたわけです。

そのときに、併せて附帯意見をいただきました。その意見書では、こういった審議会は定期的に行うべきだご意見をいただきました。今回はそういったことを受けまして、特別職についての報酬審議会の諮問ということになりました。

どうか皆さまには公平で公正な観点から、十分にご審議をいただき、答申をいただければと思っております。

以上、簡単ではございますが開会にあたってのあいさつといたします。よろしく申し上げます。
(司会)

それでは案件に入ります前に、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

一人ずつ紹介

4. 案件

(司会)

それでは**案件(1)会長の選任及び職務代理者の指名**について、に入らせていただきます。

会長が選出されるまでの間、総務部長が進行いたします。

(総務部長)

恐れ入りますが、暫時の間進行を務めさせていただきます。

それでは、早速ですが会長の選任に入ります。

十和田市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選となっておりますが、どなたか自薦または推薦ありましたらご発言をお願いしたいと思います。

どなたかご推薦等ございませんか。

(A委員)

事務局案はあるのですか。

(事務局)

事務局案をご提示させていただいてよろしいでしょうか。

(委員から承諾の声あり)

事務局案といたしましては、会長に上野委員を提案させていただきたいと思っております。

(総務部長)

事務局案として上野委員をお願いしたいと思いますのですが皆様いかがでしょうか。

(委員から承諾の声あり)

それでは、上野委員ご承諾いただけますでしょうか。

(上野委員)

はい

(総務部長)

よろしく願いいたします。

それでは、当審議会の会長には上野委員が選任されました。皆さま、ご協力ありがとうございました。上野委員には会長席へご移動をいただきたいと思ひます。

(司会)

それでは、会長からごあいさつをお願いいたします。

(会長)

北里大学の上野でございます。

本日は雨の中、またお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

先程、資料をみせていただきましたら、平成15年が最後の改定ということで、同時に中の資料をみたら、それからずいぶんと時間が経っているようでして、前回審議会で、定期的にこういう会を開催すべきという附帯意見があったということで、なるほど、と思つたところでございます。

日程を見たのですが、1月31日までとここに書いておりますので、委員の皆さまのご協力を得まして効率よく進めたいと思ひますのでどうぞよろしく願いいたします。

(会長)

それでは会長職務代理者について十和田市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定によりまして私の方から指名させていただきます。

会長職務代理者は、江渡委員をお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(江渡委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。

(会長職務代理者)

そうそうたるメンバーの中で大変恐縮ではございますが皆様のご協力を得まして職務代理者を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、江渡委員、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

それでは続きまして、**案件(2)諮問及び審議**に入ります。

「市長、副市長及び教育長の給料の額」について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

今回は「市長、副市長及び教育長の給料の額」を審議事項としているものであります。

このため、会議に先立ち、市長より本審議会へ諮問書をお渡しさせていただきます。

諮問文を読み上げ、市長より会長へ諮問書を渡す

(事務局)

恐れ入りますが、市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長)

よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま市長から諮問書をいただきました。

これより**審議**に移りたいと思います。

事務局から資料についてのご説明をお願いいたします。

(事務局)

情報公開について、これからの審議の発言等も対象となりますのでご了承くださいませようお願いいたします。

それではお配りしております、A4 横版、**資料 1**について説明させていただきます。

資料1の3ページをご覧ください。

1.十和田市特別職報酬等審議会について ご説明します。

十和田市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により、特別職である市長・副市長及び教育長の給料の額について、市長が必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができるとされています。

審議会の委員は 10 人で、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっており、委員の任期は、諮問に係る審議が終了したときまでとなっております。また、委員の互選によって会長を置くこととなっており、審議会は委員の過半数が出席しなければ開催できないこととなっております。四角の囲みに十和田市特別職報酬等審議会条例を掲載いたしましたので、後ほどご覧ください。

続きまして4ページに移ります。

2.審議事項とスケジュールについて ご説明します。

(1)審議事項は、諮問のありました、「市長、副市長及び教育長の給料の額について」です。

現行の給料月額、市長 86 万 1 千円、副市長 70 万円、教育長が 63 万 1 千円となっております。

(2)スケジュールについてですが、諮問に対する答申は、令和4年1月31日までとなりますので、審議会の開催は1月中旬までを目途に、本日を含めて3回程度の開催を考えております。

続きまして 5 ページに移ります。

3.これまでの審議会開催について

(1)前々回の審議会では、旧十和田市分においてとなりますが、平成 14 年度に審議会を 2 回開催し、平成 15 年 1 月 22 日に答申しております。

諮問は「市長、助役及び収入役の給料並びに市議会議員の報酬の額について」でした。

審議会においては、県人事委員会によるマイナス勧告により一般職の給料が 2%減額となったこと、県内各市・類似団体に減額の動きが見られていること、市の財政状況、市内経済情勢、市民の理解等を総合的に検討し、市長、助役及び収入役の給料並びに市議会議員の報酬の額について、平均 2.14%減額することが適当であるという答申内容でありました。

(2)前回の審議会についてですが、平成 15年度以降は報酬の改定がなく、十数年間審議会も開催されておりました。

令和元年度に開催した前回の審議会では、「市議会の議長、副議長及び議員の報酬の増額改定について」の諮問を受け、財政状況、経済情勢、市民の理解等から総合的に検討し、据置きとの答申となりました。

6 ページにはこれまでの改定経過を平成7年から掲載しております。

なお、平成15年分までは、旧十和田市の状況です。

続きまして7ページに移ります。

4.青森県内9市との比較について

ご説明します。

こちらは令和3年4月1日現在での県内9市との比較になります。

(1)市長・副市長及び教育長の給料の額の比較では、市長・副市長が三沢市に次いで上から 5 番目となっており、教育長が旧 3 市について上から 4 番目となっております。

また 10 市の平均を見ますと、旧 3 市の給料が高いため平均額を下回っておりますが、旧 3 市を除く新 7 市のみで比較しますと平均額を上回っております。

続きまして8ページをご覧ください。

(2)市長、副市長及び教育長の年間公務日数を表に示しております。

平日は原則毎日出勤しているほか、土日・祝日の公務も行っております。

続きまして9ページに移ります。

5.人口・財政規模等が類似している地方公共団体との比較について

ご説明します。

こちらは令和3年4月1日現在での類似団体の比較でございます。

人口5万人以上10万人未満、産業構造2次、3次90%未満かつ3次55%以上の団体で68団体の比較になります。

表は住基人口の多い団体から順に並べ、抜粋したものです。

(1)市長・副市長及び教育長の給料の額の比較では、68団体中、上から35～36番目でほぼ真ん中ではありますが、平均と比較すると市長は5,450円低く、副市長は2,804円低く、教育長は910円高い状態です。

次のページをご覧ください。

このグラフは類似団体について住基人口に対する報酬額を比較したものです。

グラフの上から順に市長、副市長、教育長であり、十和田市を大きめのマーカーで示しております。いずれも中央近似直線付近のやや上部に位置しております。

続きまして11ページに移ります。

6.十和田市の財政状況について

ご説明します。

平成13年以降の十和田市の財政状況です。

12ページのグラフをご覧ください。

平成14年との比較では、財政調整基金が131.9%、減債基金が173.2%の増加となっております。また、地方債現在高は平成19年以降、30年までは減少傾向となっておりますが、令和元年から増加に転じ、令和2年時点では、平成14年と比較し、103.9%となっております。

続きまして13ページに移ります。

7.一般職の職員の給与改定の状況について

ご説明します。

一般職の給与については青森県人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、青森県が改定する内容に併せて十和田市職員の給与等を改定しております。

青森県人事委員会資料により平成15年度以降の改定状況を表にしておりますが、月例給では平成23年までの間に平均改定率のマイナス時期が続いたほか、平成19年からは特別給である期末・勤勉手当の年間支給月数が徐々に少なくなり、平成24年は3.85月で、平成15年比では0.55月減となっております。

次のページに移ります。

平成 26 年には月例給が 7 年ぶり、特別給が 9 年ぶりに引上げとなり、さらに給料表や諸手当を含む給与制度の総合的な見直しが行われました。その後も月例給・特別給は引き上げが続き、6 年連続で平均年間給与が増加となっております。また、令和 2 年度は月例給の改定はなく、特別給は 2 年連続のマイナスとなっております。なお、令和 3 年は今日現在での改定見込みの値となります。

続きまして 15 ページに移ります。

8.消費者物価指数の推移について ご説明します。

ここでは、総務省の統計である消費者物価指数を基に、物価の上昇を確認するものです。

次のページをご覧ください。

平成 27 年を基準とし、費用を 100 として、比較時の費用を比率で表したものです。

平成 26 年度は消費税率が 5%から 8%に改定された影響を含んでおり、平成 30 年は原油価格の上昇の影響等により、消費者物価が前年比で上昇となっております。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の減速懸念を背景とした原油安に伴う、電気代やガソリンなどの下落があり、また、前年 10 月の消費税率引き上げ及び幼児教育・保育無償化が引き続き影響し、前年比では若干の下落となりました。

簡単ではありますが、資料の説明は以上となります。

(会長)

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見等あればお伺いいたします。

(B 委員)

審議事項の現行の市長の月額給料についてなんですけども、86 万 1 千円とありますけれども、これは給料額ですか、それともこれ以外に手当とかがつくのでしょうか。

(事務局)

ただいまのご質問についてですが、86 万 1 千円というのが、私共でいう基本給の部分にあたります。そのほかに、ボーナスにあたる期末手当が支給されております。その他寒冷地手当なども支給対象とされております。

(B 委員)

そうすると、この市長さんの月額というのは平均額ですか。

(事務局)

こちらの 86 万 1 千円は月例給の基本給になります。

(B 委員)

これにボーナスとかまたつくのですか。

(事務局)

はい

(B 委員)

総額じゃないわけね。はい、わかりました。

(会長)

あと、発言ございますでしょうか。

資料を持ち帰って、またじっくりご覧になって、いろいろまた出てくると思いますので、また審議会の中でやっていければと思います。

今後の審議会の予定につきまして、事務局のほうからお知らせ願います。

(事務局)

では、スケジュールについてですが、今後は、1月末までに答申案を決定することを予定しておりますので、第2回審議会を12月下旬に、第3回審議会を1月中旬に開催できればと考えております。

本日、日程について聞き取り用紙をお渡しいたしますので、スケジュールをご確認いただき、用紙を返送していただきますようお願いいたします。その後、委員の皆様の日程を調整したうえで、次回以降の審議会開催についてご案内をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(会長)

本日予定しております内容は以上ですが、委員の皆様からほかに何かご発言などありますでしょうか。

(事務局)

事務局から補足ですが、先程の(B 委員)からのご質問で、まず月例給が12月ありまして、あと、期末手当として現在のところ3.2月分ついております。

それから、本日、委員の方に資料をお持ち帰りいただいて、もしも不足資料が、こんな資料が欲しいというのであれば用意させていただきますので、これから2週間程度の間には事務局へ指示をいただければと思います。

(会長)

他に、何かありますでしょうか。

無いようであれば、これで以上ですすべての案件が終了いたしました。

本日の十和田市特別職報酬等審議会はこれもちまして閉会といたします。

どうもありがとうございました。